

平成13年度における独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果についての第2次意見
～独立行政法人評価の厳格性・信頼性の向上のために～

1 背景

独立行政法人制度では、法人の自主的・自律的な効率化や質の向上を図るため、運営についての目標を設定し、その達成状況を事後的に外部評価する仕組みが導入された。

独立行政法人が所期の成果を挙げるためには、この事後評価が極めて重要であり、評価の客観的かつ厳正な実施が確保できるよう、
各府省の「独立行政法人評価委員会」が所管法人の評価を行い、その評価結果を総務省の「政策評価・独立行政法人評価委員会」が評価し、必要な意見を述べる、
という第三者による二段階の外部評価の仕組みが整備された。

2 今回の評価の経緯

平成14年の8月から10月にかけて各府省の「独立行政法人評価委員会」から評価結果が通知された。

総務省の「政策評価・独立行政法人評価委員会」としては、同委員会の意見も含めた評価結果を、法人の業務運営、予算、人事等に早期に反映できるよう、まず、11月19日に「第1次意見」を通知・公表した。

さらに、全政府レベルの評価委員会である同委員会としては、今回の評価が制度発足後初の評価であることにかんがみ、各方面における独立行政法人評価に関する議論を踏まえるとともに特殊法人等改革に伴い独立行政法人に移行する法人をも視野に入れつつ、評価の厳格性・信頼性の向上を図る上で各府省の評価委員会に共通的に求められる事項を「第2次意見」として取りまとめて、通知・公表（12月26日）

3 第2次意見の概要

(1) 第2次意見の考え方

本「第2次意見」は、評価の厳格性・信頼性の向上のためには、各府省の評価委員会がそれぞれ評価を行うメリットを確保しつつ、政府全体として、重要な事項について適切な評価活動を確保できるよう、46項目の意見を述べるものであり、今後の評価の信頼を確保する上

でのいわば共通の「評価活動準則」として機能することを期待している。

(2) 第2次意見の主な内容

第2次意見は、中期計画の各項目ごとに、各府省の評価委員会が活用する「評価活動準則」に相当する事項を定めているが、その概要をテーマ別に整理すると以下のとおり。

【トップマネジメント、目標・計画等法人の経営の基本の改善関係】

- ・ 理事長のリーダーシップ等の機能の発揮状況の評価の実施 (p.2)
- ・ 中期目標、中期計画等で設定された目標の定量化、具体化 (p.5)
- ・ 実績とかい離する計画、予算の取扱いの検討 (p.5、p.11)

【法人の業務関係】

- ・ 中期目標の達成のための業務すべてについての評価の実施 (p.7)
- ・ 個別業務の継続の可否、見直しの必要性等の明示 (p.3)
- ・ 法人の業務の顧客、受益者等のニーズを把握した上での評価の実施 (p.7)

【法人の財務・会計関係】

- ・ 次年度予算等に反映できる迅速な評価の実施 (p.4)
- ・ 効率化による節減額を定量的に把握した上での評価の実施 (p.14)
- ・ 固定費用と変動費用等の費目別の分析等、経営分析手法の活用 (p.10)

【法人の組織、定員、給与、退職金等関係】

- ・ 業務の実状に対応した組織・役職員数管理の評価の実施 (p.16)
- ・ 官民比較、法人の業績を踏まえた人件費予算の執行状況の評価の実施 (p.12)
- ・ 評価結果の給与、退職金、人事への反映状況のフォローアップ (p.4)

【評価委員会の運営等関係】

- ・ マネジメント、財務・会計等法人の業務分野以外の専門家の知見や、法人の業務の顧客等の識見の幅広い活用 (p.6)
- ・ 法人の監事、会計監査人からのヒアリングの実施 (p.6)
- ・ 評価書中への、評価の理由や判断根拠の可能な限りの明示 (p.20)

以上に関し、参考となる各府省の評価委員会の評価事例(6例)を掲載